

次世代育成支援対策法に基づく医療法人臼井会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立しながらその能力を十分発揮するための環境整備を行うとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努める。次のように行動計画を策定する。

1 期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

2 計画内容

目標1：育児休業等の取得率を次の水準以上にする。
男性職員 計画期間中に1名以上が取得すること
女性職員 計画期間中の取得率を100%とする

〈対策〉

- 手続き時の面談等で対象者に制度の説明を行う
- 安全衛生委員会及び院内ネットワークにて配信し制度の周知に努める

目標2：仕事と子育ての両立を支援するための就労環境を整備する。

〈対策〉

- 事業所内保育所の利用方法周知を継続する
- 産前産後休暇制度や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除等の制度理解に努め、活用を推進する
- 子どもの看護の時間単位取得制度を継続する
- 出産時の特別休暇の制度継続、活用の促進、出産祝い金制度の継続
- 各種制度の周知を継続する
- ハラスメント防止宣言を各部署へ周知し、働きやすい職場づくりを図る

目標3：所定外労働の削減

〈対策〉

- 年1回の部署長面談を実施、適正は人員配置、組織の見直し等合理化を図ると同時に部署毎に課題を検討し帰宅しやすい職場環境を構築する
- 半年前から対象職員に年5日以上有給休暇取得促進を呼びかける

その他：就業・職場体験の提供、トライアル雇用等の職業訓練の提供